

令和8(2026)年度「ネットパトロール事業」に係る業務委託仕様書

この仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する令和8(2026)年度「ネットパトロール事業」に係る業務を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めたものである。

1 委託事業名 「ネットパトロール事業」業務委託

2 目的

ネットいじめや事件・犯罪被害等から児童生徒を守り、県立学校（県立中学校、県立高等学校附属中学校、県立高等学校、県立特別支援学校）における誹謗中傷の投稿などを早期発見・早期対応するために、栃木県は、誹謗中傷の投稿などの検索・監視・削除依頼代行業務等を専門業者に委託する。

3 委託の範囲

この仕様書に記載する要件を満たす業務を行うものとし、インターネット上の誹謗中傷の投稿などの検索・監視・削除等に係る業務の一切を委託するものとする。

4 委託期間

契約締結日から令和9(2027)年3月31日まで

5 事業実施場所

乙の事業所等

6 委託料

(1) 提案上限額 1,905,860円 (消費税額及び地方消費税額を含む。)

(2) 支払方法 業務完了後の精算払とする。

7 業務内容

(1) 誹謗中傷の投稿などの検索・監視・削除依頼代行業務

○ 対象とする学校数は県立学校88校とする。

○ 掲示板やSNSサイト、プロフ、ゲームサイト等を検索・監視し、学校毎に実態把握の難しい県立中学校、県立附属中学校、県立高等学校及び県立特別支援学校の利用実態を可視化するとともに、誹謗中傷の投稿などの削除依頼も行う。

○ 投稿を目視し、個々のリスクレベルを判断し、県教育委員会に報告する。

○ 巡回頻度は3ヶ月に2回を最低回数とするが、乙の提案により可能な限り巡回の回数を増加する。

○ 7月15日から9月15日まで、及び12月15日から1月15日までの期間においては、通常の巡回とは別に、検索、監視を強化し、リスクレベルが高いと判断した投稿を発見した際には、県教育委員会に報告する。

(2) 児童生徒、保護者、教師向け情報提供窓口の開設

削除依頼・個人情報を含む掲示板・SNSサイト・プロフを発見した際に情報提供できる相談窓口ホームページを紹介する。

8 個人情報保護及び情報セキュリティ

個人情報及び情報セキュリティの取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」及び別記「情報セキュリティ特記事項」を遵守すること。

9 検査、報告

- (1) 乙は、業務期間中及び業務完了後、別紙「情報セキュリティ対策実施状況等確認表」を甲に提出する。業務期間中の提出時期については10月とする。
- (2) 乙は、業務完了後、業務完了報告書（様式任意）を甲に提出する。

10 その他

- (1) この仕様書に定めていない事項であっても、甲が必要と認める軽微な事項について、乙は、契約金額の範囲内で実施するものとする。
- (2) 委託業務により新たに生じた著作権については、すべて栃木県教育委員会に帰属するものとする。
- (3) 本仕様書に不明の点がある場合、または、明記のない事項については、速やかに栃木県教育委員会事務局学校安全課まで連絡し、その指示を受けること。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）その他の個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(従事者の監督等)

第3 乙は、個人情報を取り扱う従事者をあらかじめ指定し、当該従事者の役割及び当該従事者が取り扱う個人情報の範囲を明確にしておかなければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関する必要な事項を周知しなければならない。

(収集の制限)

第4 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定等)

第7 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承諾なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(資料等の廃棄等)

第10 乙は、この契約による業務を処理するために、乙自らが収集し、又は作成した個人情報及び個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報を消去し、若しくは当該資料等を廃棄し、又は甲に引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(再委託)

第11 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護のために必要な措置と同様の措置を当該第三者（以下「再委託先」という。）に求めるものとする。

3 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、再委託先にこの契約による一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、当該個人情報を取り扱う事務に関するすべての行為及びその結果に責任を負うものとする。

4 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、乙及び再委託先がこの個人情報取扱特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この契約による業務に関して、個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(実地調査等)

第13 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の取扱状況について、隨時、実地に調査し、又は乙に対して報告を求めることができる。

(指示)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

別記

情報セキュリティ特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、甲が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するための情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務の実施に関する栃木県情報セキュリティ基本方針、栃木県情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ実施手順の項目を遵守して、情報セキュリティ対策を適正に実施しなければならない。

(業務の責任者及び従事者)

第2条 乙は、情報セキュリティ対策を適正に実施するために必要な体制を整備し、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、甲に書面で報告しなければならない。

(作業場所の特定)

第3条 乙は、委託業務の作業場所を特定し、特定した場所以外で作業を実施してはならない。
2 乙は、特定した場所をあらかじめ甲に届け出なければならない。作業場所を変更する場合も、同様とする。
3 乙は、特定した作業場所から、委託業務に関連した情報資産を持ち出してはならない。ただし、この契約による業務を処理するために必要な場合において、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(情報へのアクセス)

第4条 乙は、この契約によりアクセスを許可された情報の種類と範囲、アクセス方法を遵守しなければならない。
2 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けた情報資産を取り扱う従事者をあらかじめ指定し、当該従事者の役割及び当該従事者が取り扱う情報の範囲を明確にするとともに、情報に対するアクセス権限を必要最小限の範囲で適切に設定しなければならない。

(技術的の安全管理措置)

第5条 乙は、情報システム（パソコン等の機器を含む。）を使用して、甲から提供を受けた情報資産を取り扱う場合（インターネット等を通じて外部と送受信等する場合を含む。）、技術的安全管理措置として、次に掲げる措置を講じなければならない。
(1) アクセス制御
(2) アクセス者の識別と認証
(3) 外部からの不正アクセス等の防止
(4) 情報システムの使用に伴う漏えい等の防止

(教育の実施)

第6条 乙は、この契約による業務の従事者及び関係する役員等に対し、この情報セキュリティ特記事項（以下「この特記事項」という。）その他この契約で定められた乙が遵守すべき事項を周知するとともに、情報セキュリティに対する意識の向上、その他この契約による業務の適正な履行に必要な教育を実施しなければならない。

(秘密の保持)

第7条 乙は、次の各号に掲げる情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持し、第三者に提供（口頭又は閲覧による提供を含む。以下同じ。）し、又は漏えいしてはならない。
(1) 甲から秘密である旨を明示されて提供を受けた有形無形の情報
(2) この契約による業務に関して知り得た有形無形の情報

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に該当しない。
- (1) 甲から提供を受けた時点又はこの契約による業務に関して知り得た時点で、既に公知の情報
 - (2) 甲から提供を受けた後又はこの契約による業務に関して知り得た後、乙の責めに帰すべき事由によらないで公知となった情報
 - (3) 甲から提供を受けた時点又はこの契約による業務に関して知り得た時点で、既に乙が正当な手段で入手し、保有している情報であって、この契約とは別に秘密保持の対象となっていないもの
 - (4) 甲から提供を受けた情報又はこの契約による業務に関して知り得た情報によらないで、乙が独自に創作した情報
- 3 乙は、甲から秘密である旨を明示されて提供を受けた情報について、この契約による業務を処理するために知る必要のある自己の役員及び従業員を特定し、それらの者以外に提供し、又は漏えいしてはならない。

(目的外利用の禁止)

第8条 乙は、甲の指示がある場合を除き、秘密情報をこの契約の目的以外の目的のために利用してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第9条 乙は、甲から秘密である旨を明示されて提供を受けた情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(第三者への秘密情報の提供)

第10条 乙は、第7条の規定にかかわらず、この契約による業務を処理するために必要な場合において、甲の承諾を得たときは、秘密情報を第三者に提供することができる。

2 乙は、前項の規定により秘密情報を第三者に提供するときは、当該第三者に対し、この特記事項で定める秘密保持義務と同等の秘密保持義務を負わせるものとする。

3 乙は、第1項の場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、その必要の限度において、秘密情報を第三者に提供することができる。

- (1) 法令に基づき提供が求められた場合
 - (2) 合理的な理由により、弁護士、会計士、税理士その他乙に対して本契約に基づき乙が甲に負うのと同等以上の秘密保持の義務を負う者に対して提供する場合
- 4 乙は、前項の規定により秘密情報を提供するときは、予め（やむを得ない場合にあっては、提供後速やかに）甲に対し、当該提供する内容を通知しなければならない。

(再委託)

第11条 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約による業務を自ら行い、第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 この契約による業務を第三者に再委託する場合において、乙は、当該第三者（以下「再委託先」という。）にこの契約による一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果に責任を負うものとする。

3 この契約による業務を再委託する場合において、乙は、乙及び再委託先がこの特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

(資料等の返却、廃棄等)

第12条 乙は、この契約による業務において取り扱った情報資産及び甲から提供を受けた情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、甲の指定した方法により、甲に返却し、又は抹消し、若しくは廃棄しなければならない。

2 乙は、この契約による業務に関して、乙自らが収集し、又は作成した情報及び情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、甲の指定した方法により、甲に引き渡し、又は抹消し、若しくは廃棄しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第13条 乙は、甲から、この契約に基づき乙が実施する情報セキュリティ対策の履行状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 乙は、情報セキュリティインシデントが発生したとき、その他情報セキュリティ上の懸念事項を把握したときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。
- 3 乙は、情報セキュリティ対策の履行状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び検査)

第14条 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために実施している情報セキュリティ対策の状況について、乙及び再委託先について、監査又は検査を行うことができる。

(指示)

第15条 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために実施している情報セキュリティ対策について、不適当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(情報セキュリティインシデントの公表)

第16条 甲は、この契約による業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じ、当該情報セキュリティインシデントを公表することができる。

(契約解除)

第17条 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を履行しない場合は、契約の解除をすることができる。

- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により乙に損害が生じた場合であっても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできない。

(損害賠償)

第18条 甲は、乙若しくは再委託先が、故意又は過失によりこの特記事項の内容に違反したこと、又は怠ったことにより、甲に損害が発生したと認めるときは、乙に対し、損害賠償の請求をすることができる。第10条第1項の規定により乙が秘密情報を提供した第三者が秘密保持義務に違反したことにより甲に損害が発生したときも、同様とする。

(存続条項)

第19条 第7条、第8条、第9条、第10条、第18条、第20条、第21条及び本条は、この契約が終了し又は解除された後も、引き続き効力を有する。

(裁判管轄)

第20条 この特記事項について訴訟等を行う場合は、宇都宮市を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を合意による専属的裁判所とする。

(疑義等の決定)

第21条 この特記事項に定めのない事項及びこの特記事項に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

情報セキュリティ対策実施状況等確認表

No.	項目	確認事項	確認欄	確認証左等
1	基本的事項	乙は、甲が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するための情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務の実施に関する栃木県情報セキュリティ基本方針、栃木県情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ実施手順の項目を遵守して、情報セキュリティ対策を適正に実施している。		
2	業務の責任者及び従事者	乙は、情報セキュリティ対策を適正に実施するために必要な体制を整備し、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、甲に書面で報告している。		
3	作業場所の特定	乙は、委託業務の作業場所を特定し、特定した場所以外で作業を実施していない。 乙は、特定した作業場所をあらかじめ県に届け出ている。 当初届け出た場所から変更している場合、変更を届け出ている。		
4	情報へのアクセス	乙は、特定した作業場所から、委託業務に関連した情報を持ち出している。 乙が、契約による業務を処理するために必要があり、特定した作業場所から情報を持ち出したことがある場合持ち出すことについて甲の承諾を得ている。		
5	技術的の安全管理措置	乙は、契約によりアクセスを許可された情報の種類と範囲、アクセス方法を遵守している。 乙は、契約による業務を処理するために甲から提供を受けた情報資産を取り扱う従事者をあらかじめ指定し、当該従事者の役割及び当該従事者が取り扱う情報の範囲を明確にしている。 乙は、甲から提供を受けた情報に対するアクセス権限を必要最小限の範囲で適切に設定している。		
6	教育の実施	乙は、情報システム(パソコン等の機器を含む。)を使用して、甲から提供を受けた情報資産を取り扱う場合(インターネット等を通じて外部と送受信等する場合を含む。)、技術的の安全管理措置として、(1)～(4)の措置を講じている。 (1)アクセス制御 (2)アクセス者の識別と認証 (3)外部からの不正アクセス等の防止 (4)情報システムの使用に伴う漏えい等の防止		
7	秘密の保持	乙は、業務の従事者及び関係する役員等に対し、情報セキュリティ特記事項その他契約で定められた遵守すべき事項を周知している。 乙は、業務の従事者及び関係する役員等に対し、情報セキュリティに対する意識の向上、その他契約による業務の適正な履行に必要な教育を実施している。		
8	目的外利用の禁止	乙が、秘密情報を、契約の目的以外の目的のために利用している場合 利用することについて、甲の指示があった。		
9	複写又は複製の禁止	乙が、甲から秘密である旨を明示されて提供を受けた情報が記録された資料等を、複写し、又は複製している場合 乙は、甲の承諾を得ている。		
10	第三者への秘密情報の提供	乙が、契約による業務を処理するために必要があり、秘密情報を第三者に提供している場合 乙は、甲の承諾を得ている。 乙が、甲の承諾を得て、秘密情報を第三者に提供している場合 乙は、秘密情報を提供した第三者に対し、情報セキュリティ特記事項と同等の秘密保持義務を負わせている。 乙が、次のいずれかに該当したことから、秘密情報を第三者に提供している場合 (1)法令に基づき提供が求められた場合 (2)合理的な理由により、弁護士、会計士、税理士その他乙に対して本契約に基づき乙が甲に負うのと同等以上の秘密保持の義務を負う者に対して提供する場合		
11	再委託	乙が、契約による業務を第三者に委託(以下「再委託」という。)している場合 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得ている 乙が、契約による業務を第三者に再委託している場合 乙は、再委託した第三者(以下「再委託先」という。)に契約による一切の義務を遵守させている 乙が、契約による業務を再委託している場合 乙は、乙及び再委託先がこの情報セキュリティに関する特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再委託先と約定している。		
12	資料等の返却、廃棄等	乙は、契約による業務において取り扱った情報資産及び甲から提供を受けた情報が記録された資料等を、甲の指定した方法により、甲に返却し、又は抹消し若しくは廃棄している。		
13	定期報告及び緊急時報告	乙が、契約に基づき乙が実施する情報セキュリティ対策の履行状況について報告を求められたことがある場合 乙は、直ちに甲に報告している。 乙が、情報セキュリティインシデントが発生したことがある場合、その他情報セキュリティ上の懸念事項を把握したことがある場合 乙は、速やかに甲に報告している。 乙は、情報セキュリティ対策の履行状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めている。		